

空き家・空き地バンク利用登録申込書

年 月 日

（あて先）南阿蘇村長

申込者 住所

氏名

電話番号

南阿蘇村空き家・空き地バンク制度実施要綱に定める制度の目的等を理解し、同要綱第 8 条第 2 項の規定により、空き家・空き地バンクの利用を申し込みます。また、登録事項に偽りはなく、要綱を遵守することを誓約し、下記に掲げる事項に同意します。

記

- 空き家等を利用することとなったときは、行政区へ加入するなど、地域との協調を図り、地域活性化に寄与すること。
- 登録事項を空き家・空き地バンク物件登録者及び村と協定を結んでいる不動産業者に提供されること。
- 空き家等の売買又は賃貸借の取引に係る交渉、契約手続等の媒介等に係る報酬について、宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 46 条第 1 項の規定による額の範囲内で支払うこと。
- 空き家等の売買又は賃貸借の取引に係る交渉、契約手続等の媒介等に係る紛争その他損害が発生した場合は、当事者間においてその解決を図ることとし、南阿蘇村には一切責任がないこと。
- 申込者又は同居者が南阿蘇村暴力団排除条例（平成 23 年条例第 5 号）第 2 条第 1 号及び第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員ではないこと。
- 空き家・空き地バンクの利用をとおして得られた情報は、本要綱が掲げる利用目的にのみ使用し、決して他の目的には使用しないこと。
- 契約の成立等により空き家・空き地バンク利用の必要性が無くなった場合、速やかに利用登録の抹消を申し出ること。
- 契約が成立した場合、物件入居後 14 日以内に南阿蘇村に住民異動届を提出すること。

【添付書類】

- 空き家バンク利用登録カード（様式第 9 号）
- 身分証明書の写し